

「女性の人権ホットライン」について（概要）

1 設置時期

平成12年7月3日

2 設置目的

男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するため、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したものの。

3 運用実績等（別紙参照）

平成13年1月から平成13年12月までの1年間の相談件数 9,623件

4 全般的な動向

夫等からの暴力、職場等でのセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの相談は、ホットラインによる相談全体の3分の1程度を占める。その他は、離婚に関する相談などの家事に関する相談や給与の不払いなどの労働問題に関する相談等様々である。

「女性の人権ホットライン」の周知については、電話帳への掲載、マスメディアを活用した広報活動など各法務局で工夫を凝らして実施しており、広報活動を強化すれば、その結果として相談件数も増加しており、今後とも、さらに効果的な周知に努めていきたい。

「女性の人権ホットライン」の相談担当者（人権擁護委員及び法務局職員）は、制度を発足させた当初からできるだけ女性を配置するように努力している。利用者も、女性の相談担当者を希望するケースが多く、その場合、女性の相談担当者が担当する日に再度相談してもらうようにしている。

5 相談の具体例

目立ったものとしては、

- ・ 夫の暴力がひどい（例えば、骨折したこともある）ため別居しているが、離婚に応じないばかりか、電話での嫌がらせが続いている。
- ・ 内縁関係にある相手から首を絞められ、顔が腫れ上がるほど殴られ、髪の毛を切られるなどした。過去に一度逃げ出したが、その時は「実家に火をつける」などと脅され、職場にも嫌がらせの電話があり、戻らざるを得なかった。
- ・ パート先の上司が、従業員が少ない時に体を触るなどしたあげくに、「嫌なら辞めればいい」などと言う。
- ・ 職場の上司から性的関係を強要され、これを断ったところ、担当部署を交替させられたが、その後も、執拗に関係を求められたので退職した。
- ・ 夜中に無言電話がかかったり、玄関に動物の死骸を置かれたりして、精神的にまいっている。証拠はないが、別れたばかりの交際相手ではないか。

などの夫等からの暴力、職場でのセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの相談がホットラインによる相談全体の3分の1程度見られた。

このほか、

- ・ 夫と性格的に合わないので離婚したいが、子どもの親権でもめているほか、離婚後に経済的に自立できるか不安である。

などの離婚に関する相談、嫁・姑の問題、扶養等の家事に関する相談も多く、

- ・ 父親から受けた虐待で成人しても心の傷が癒えない。

などの児童虐待が大人になっても影響が及んでいるという相談や、

- ・ リストラを前提とした賃金カットや転勤の強要があった。

などのほか職場での人間関係のトラブルや給与の不払など労働問題に関する相談等があった。

相談者は、全般に匿名を希望するものが多いほか、氏名を名乗るものでも人権擁護機関の積極的な介入を希望しない事例が多い。

6 人権擁護機関の対応

深刻な事態に至っている相談については、人権侵犯事件として緊急の対応をとっており、関係機関の協力を得るなどしながら、解決に向けて対処している。

匿名を希望する相談や人権擁護機関の介入を希望しない相談の場合、相談者の自主的な解決を支援するために、当面の避難方法や離婚手続を説明したり、関係機関の窓口を紹介するなどの助言をしている。

具体的な対応例

- ・ 職場におけるセクシュアル・ハラスメント

(相談内容)

会社の上司が、休憩時間に体に触れてくるので困っている。職場復帰したばかりでもあり、このことが気になって不眠気味となっているというもの。

(対応)

相談を受けた人権擁護委員と法務局が調査した結果、相手方は、職場復帰したばかりで元気のない被害者を励ます意味もあって、軽いスキンシップのつもりだったと弁解して行為を認めたため、セクシュアル・ハラスメントに関する問題点を説明し、人権尊重の重要性を説いたところ、深く反省の意を示した。

なお、会社側に対しても、再発防止策をとるよう要望した。

- ・ 交際していた男性によるストーカー

(相談内容)

交際していた男性が短気で、怒ると暴力を振るったり、物を投げるなどしたことから、別れたい旨伝えたところ、交際の継続を執拗に求め、「会社に電話して会社で死んでやる」などと発言したほか、脅迫や嫌がらせの電話を自宅や職場に頻繁にかけたり、職場に押し掛けてきたというもの。

(対応)

相談を受けた法務局では、被害者の身柄の安全の確保を最優先し、本人の承諾を得て県警本部の担当者あて対応を依頼したところ、所轄署による被害者自宅周辺の警ら強化されたほか、ストーカー行為の排除に向けて警察官による相手方の事情聴取等が開始された。